

ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書

2021 年の法改正により、小学校の学級編制基準は、2025 年度までに 35 人に引き下げられました。また、中学校においても、2026 年度から段階的に 35 人に引き下げられることになりましたが、高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって 2019 年度から公立のすべての小・中学校で 35 人の学級編制となりましたが、高等学校の学級編制基準はいまだ 40 人のままであり、引き下げには至っていません。

また、教職員の超過勤務の課題については、文部科学省による教員勤務実態調査の 2022 年度調査と 2016 年度調査を比較すると、平日の在校等時間は減少したものの、自宅等へ持ち帰っての業務時間が増加しており、大きく改善されたとは言えず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。それどころか、精神疾患による休職者の数は増加の一途をたどり、更に、病休者や産育休者の代替が見つからず、未配置状況が慢性化しています。子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

全国を見ると、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準の維持向上のためには、国が責任をもって地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2026 年度政府予算編成において、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、小・中学校におけるさらなる学級編制基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 1 9 日

内閣総理大臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
県選出国會議員 あて

岩手県矢巾町議会
議 長 廣 田 清 実